

いなべ市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

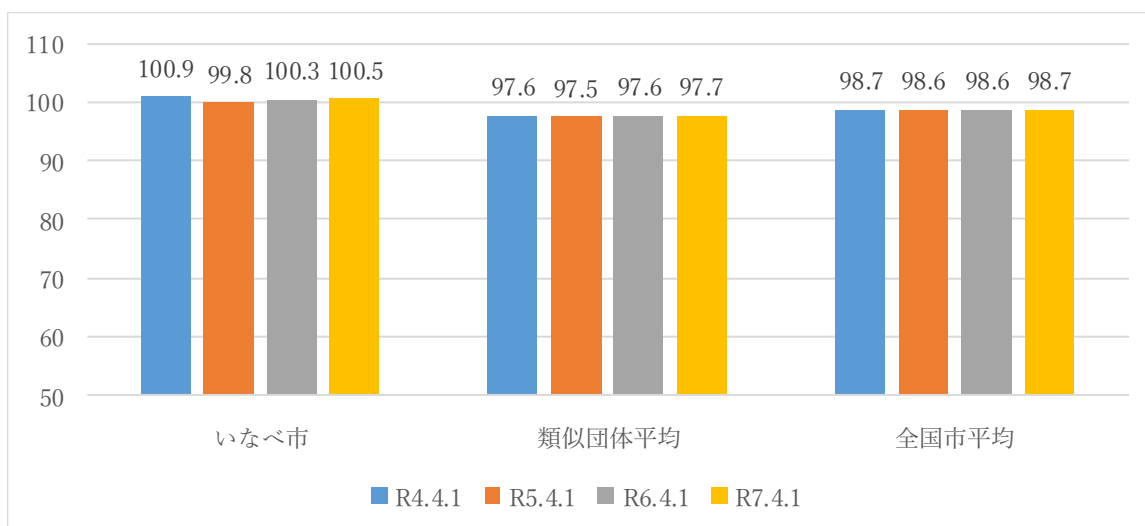
区 分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)5年度 の人件費率
R6年度	人 44,507	千円 25,224,863	千円 1,137,160	千円 3,606,971	% 14.3	% 14.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 309	千円 1,312,531	千円 176,720	千円 600,997	千円 2,090,248	千円 6,765	千円 6,004

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている

場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載）

職員構成（階層）の変動が主な原因であり、特に高校卒の幹部職員が指数上昇の要因となっている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準は段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点が2%、令和8年4月1日からは4%と示されたが、いなべ市においては令和7年4月1日から4%を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
いなべ市の支給割合	0%	4%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
いなべ市	44.5歳	333,700円	397,464円	371,736円
三重県	43.3歳	336,785円	427,270円	375,878円
国	41.9歳	332,237円	414,480円	414,480円
類似団体	42.3歳	325,941円	386,178円	355,674円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
いなべ市	54.4歳	8人	262,900円	280,857円	275,971円	—	—	—	—
うち学校給食員	56.8歳	4人	276,200円	293,400円	287,200円	飲食物調理従事者	44.8歳	276,200円	1.06
三重県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	337,907円	—	—	—	—	—
類似団体	51.7歳	12人	299,324円	330,782円	311,434円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
いなべ市	—	—	—
うち学校給食員	4,841,200円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4～6年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		いなべ市	三重県	国
一般行政職	大学卒	228,300円	228,300円	220,000円
	高校卒	202,100円	195,200円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,700円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

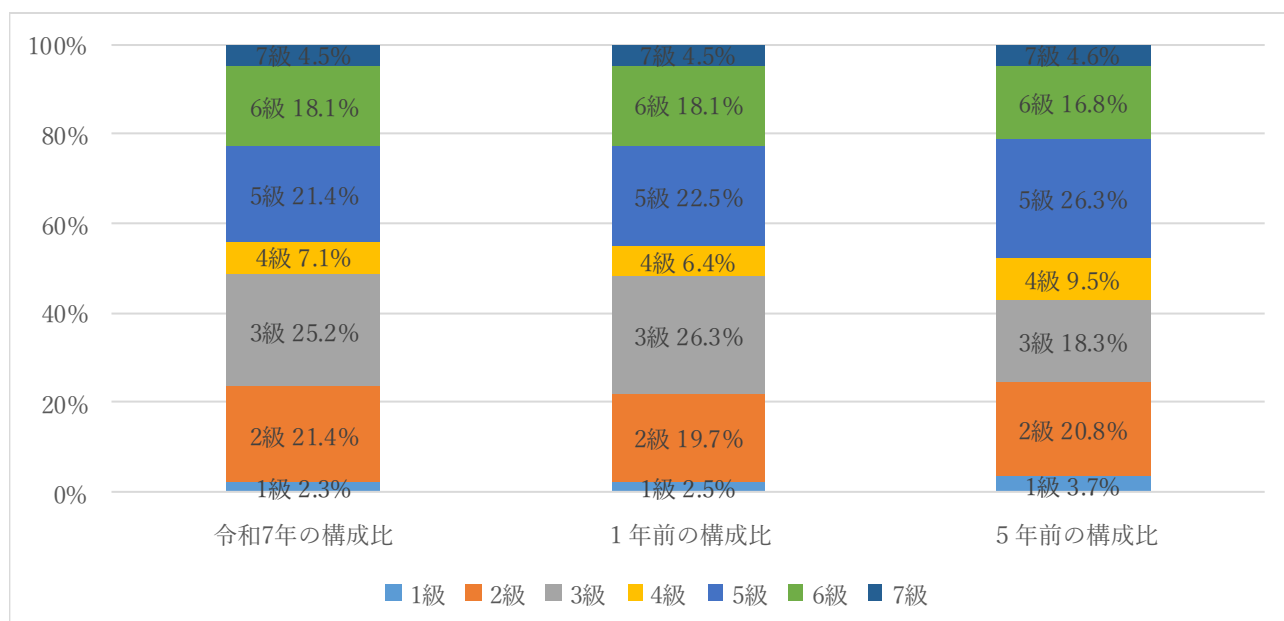
区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	289,000円	377,300円	391,100円	398,800円
	高校卒	262,200円	355,600円	386,600円	396,700円
技能労務職	高校卒	240,900円	280,400円	288,800円	297,700円
	中学卒	－円	－円	－円	－円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

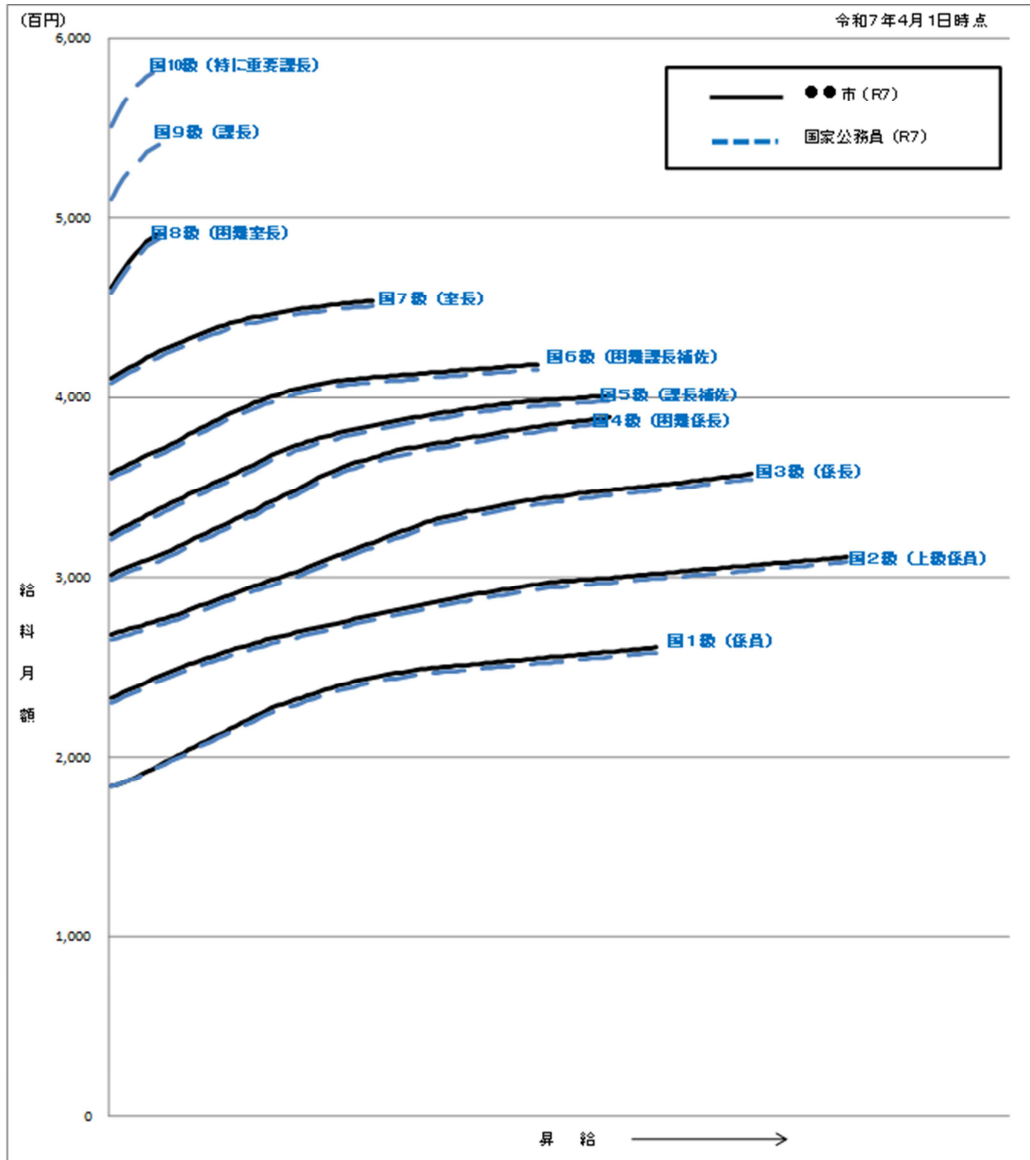
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	1号給の給料月額(円)	最高号給の給料月額(円)
1級	定型的な業務を行う主事の職務	7	2.3	183,500	260,900
2級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う主事の職務	66	21.4	232,800	311,300
3級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験が必要とする業務を行う主事の職務	78	25.2	268,100	357,500
4級	主幹の職務	22	7.1	301,600	388,900
5級	課長補佐の職務	66	21.4	324,100	401,000
6級	次長、課長及び参事の職務	56	18.1	358,000	418,500
7級	部長の職務	14	4.5	411,100	453,700

(注) 1 いなべ市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（いなべ市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	—	○	—
上位、標準の区分	—	—	—	—
標準、下位の区分	—	—	—	—
標準の区分のみ（一律）	△	○	△	○
ロ. 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

いなべ市	三重県	国
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,589千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,775千円	—
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（いなべ市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	—	○	—
上位、標準の成績率	—	○	—	—
標準、下位の成績率	—	—	—	—
標準の成績率のみ	△	—	△	○
ロ. 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

いなべ市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.7090月分 47.709月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 定年前早期・定年 20,613千円 自己都合等 1,633千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.7090月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	0%	0人	0%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）		617千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）		21,281円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）		8.8%		
手当の種類（手当数）		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等業務手当	防疫等の業務に従事した職員	防疫等業務 動物の死骸処理業務	250千円	防疫等業務 日額2,000円 死骸処理業務 ・心身に著しい負担があると市長が認める作業 ：1件5,000円 (1日上限10,000円) ・その他作業 ：日額1,000円
大型自動車運転手当	大型乗用自動車の運転に従事した職員	大型乗用自動車の運転業務	0円	いなべ市職員旅費に関する条例に定める日当の額
福祉業務手当	福祉事務所に勤務する職員	社会福祉業務に関する現業又は指揮監督を行う業務	215千円	日額680円
災害派遣手当	重大災害発生地域へ派遣され支援業務に従事した職員	被災地での支援業務	68千円	日額1,000円
死体処理手当	生活保護法に基づく被保護者の死体処理の業務及び墓地、埋葬等に関する法律に基づく死体処理の業務に直接従事した職員	死体処理業務	85千円	日額5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	62,080千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	189千円
支給実績（R5年度決算）	62,674千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	192千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

制度なし

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子(中学卒業まで) 11,500円 子(高校入学から大学卒業まで) 16,500円 孫、弟妹 6,500円 満60歳以上の父母及び祖父母 6,500円 重度心身障害者 6,500円	同じ		30,977千円	249,815円
住居手当	【借家、借間】 家賃が8,000円を超え20,000円以下 家賃-8,000円 家賃が20,000円を超える (家賃-20,000円) ×1/2+ 12,000円 支給限度額 27,000円	異なる	【借家、借間】 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 支給限度額 28,000円	15,345千円	100,296円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等相当額(支給限度額55,000円) 交通用具(自動車等)利用者 片道2km以上の距離区分に応じ 3,000円～40,700円	異なる	交通用具(自動車等)利用者 片道2km以上の距離区分に応じ 2,000円～31,600円	26,441千円	89,631円
管理職手当	部長・局長級(8・7級) 65,000円 次長級(6級) 58,000円 課長級(6級) 45,000円 園長(6級) 35,000円 特命監(6級) 24,000円 ※部長・局長級(7級)及び課長級の一部は、管轄する部署数により加算があります。	異なる	9級一種 130,300円～ 4級五種 46,300円	41,165千円	605,368円
管理職員特別勤務手当	部長・局長級(8・7級) 10,000円 次長級(6級) 8,500円 課長級(6・5級) 7,000円	異なる	俸給の特別調整額の区分等に応じ 6,000円～18,000円	95千円	94,500円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200円 特殊な業務を主として行う宿日直 8,400円	異なる	勤務の態様に応じ、勤務1回につき4,400円～21,000円	0千円	0円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員 30,000円+加算額(職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離に応じて加算(上限70,000円)する。)	異なる	職員の住居と配偶者等の住居との交通距離に応じ月額30,000円～100,000円	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	950,000円 (-円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 980,000円/525,700円
	副 市 区 町 村 長	750,000円 (-円)	794,000円/495,700円
報 酬	議 長	495,000円 (-円)	530,000円/327,000円
	副 議 長	420,000円 (-円)	470,000円/279,000円
	議 員	390,000円 (-円)	450,000円/259,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(R7年度支給割合) 4.60月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(R7年度支給割合) 3.45月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 950,000円×48月×0.416 18,969,600円 任期毎	
		750,000円×48月×0.25 9,000,000円 任期毎	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

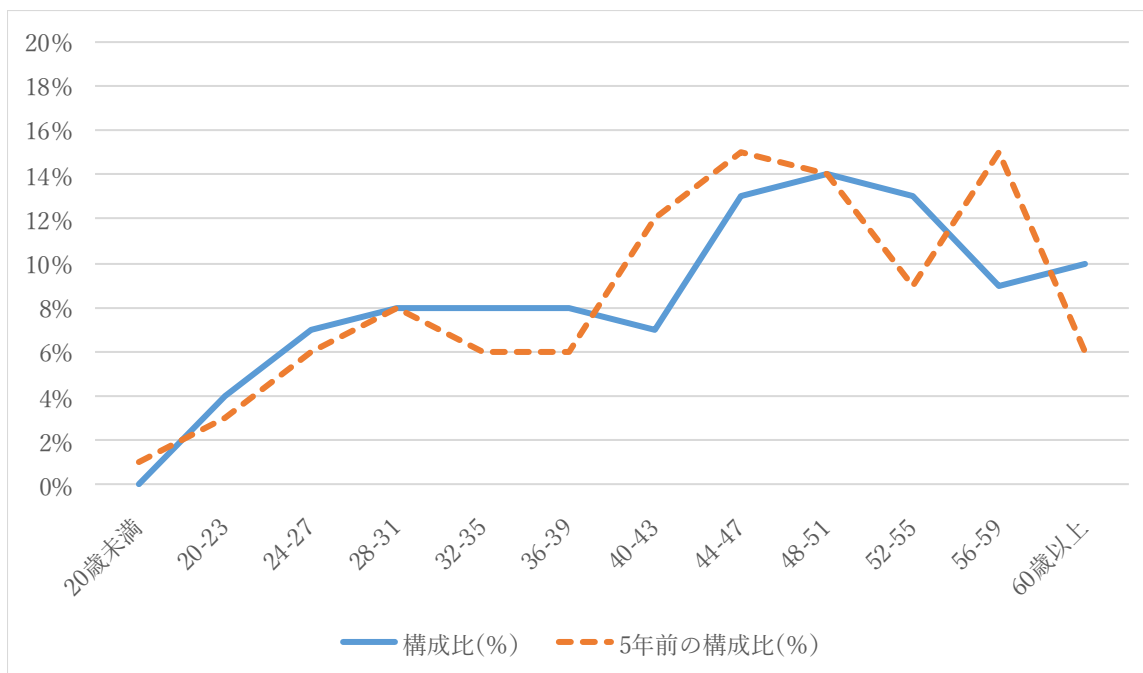
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 7 年	令 和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	再任用退職者不補充、人事異動による減員 ▲1 人事異動による増員 ▲12 母子保健課分の計上部門誤り修正(衛生部門へ)、再任用 母子保健課分の計上部門誤り修正(民生部門から)、人事異動による減員 ▲1 公益的法人派遣による減員 0 0 0 0 0 0 0
		総 務	94	98	▲4	
		税 務	26	27	▲1	
		民 生	58	70	▲12	
		衛 生	38	28	10	
		農 林 水 産	14	14	0	
		商 工 土 木	11	12	▲1	
計		268	276	▲8	<参考> 人口1万当たり職員数 60.21人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 70.52人)	
	教 育 部 門	35	37	▲2	人事異動による減員、再任用職員短時間勤務へ変更	
	小 計	303	313	▲10	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.07人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 90.75人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	水 道	10	10	0	人事異動による減員
		下 水 道	9	9	0	
		そ の 他	16	17	▲1	
	小 計	35	36	▲1		
	合 計	338 [499]	349 [499]	▲11		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	14人	27人	24人	27人	26人	28人	43人	44人	42人	34人	28人	338人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政		284	280	280	284	276	268	▲16(94.3%)
教育		44	43	35	38	37	35	▲9(79.5%)
普通会計計		328	323	315	322	313	303	▲25(92.3%)
公営企業等会計計		42	42	39	37	36	35	▲7(83.3%)
総合計		370	365	354	359	349	338	▲32(91.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 981,206	千円 54,152	千円 38,220	% 3.9	% 4.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 23,454 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 10	千円 42,049	千円 6,723	千円 12,902	千円 61,674	千円 6,167	千円 6,004

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費は含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
いなべ市	45.0歳	357,477円	557,911円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円
事業者	—歳	—円	—円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

いなべ市		いなべ市一般行政職	
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,822千円		1人当たり平均支給額（R6年度） 1,589千円	
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分		(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

いなべ市			いなべ市一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.7090月分	47.709月分	最高限度	47.7090月分	47.709月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
定年前早期・定年 20,613千円			定年前早期・定年 20,613千円		
自己都合等 1,633千円			自己都合等 1,633千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	0%	0人	0%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）			—千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）			—円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）			—%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する支 給単価
—	—	—	—千円	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	2,976千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	298千円
支給実績（R5年度決算）	2,843千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	406千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子(中学卒業まで) 11,500円 子(高校入学から大学卒業まで) 16,500円 孫、弟妹 6,500円 満60歳以上の父母及び祖父母 6,500円 重度心身障害者 6,500円	同じ		892千円	297,333円
住居手当	【借家、借間】 家賃が8,000円を超え20,000円以下 家賃-8,000円 家賃が20,000円を超える (家賃-20,000円) ×1/2+12,000円 支給限度額27,000円	異なる	【借家、借間】 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 支給限度額28,000円	454千円	90,720円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等相当額(支給限度額55,000円) 交通用具(自動車等)利用者 片道2km以上の距離区分に応じ 3,000円～40,700円	異なる	交通用具(自動車等)利用者 片道2km以上の距離区分に応じ 2,000円～31,600円	518千円	51,840円
管理職手当	部長・局長級(8・7級) 65,000円 次長級(6級) 58,000円 課長級(6級) 45,000円 特命監(6級) 24,000円 ※部長・局長級(7級)及び課長級の一部は、管轄する部署数により加算があります。	異なる	9級一種 130,300円～ 4級五種 46,300円	1,884千円	628,000円
管理職員特別勤務手当	部長・局長級(8・7級) 10,000円 次長級(6級) 8,500円 課長級(6級) 7,000円	異なる	俸給の特別調整額の区分等に応じ 6,000円～18,000円	0千円	0円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200円 特殊な業務を主として行う宿日直 8,400円	異なる	勤務の態様に応じ、勤務1回につき4,400円～21,000円	0千円	0円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況と	異なる	職員の住居と配偶者等の住居との交通距離に応じ月額30,000円～100,000円	0千円	0円

	し、距離制限（60km）を満たす職員 30,000円＋加算額（職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離に応じて加算（上限70,000円）する。）				
--	--	--	--	--	--

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占める職員給与費比率
R6年度	千円 1,469,619	千円 274,896	千円 21,990	% 1.5	% 1.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 20,982 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 7	千円 31,772	千円 3,423	千円 7,777	千円 42,972	千円 6,139	千円 6,004

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費は含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
いなべ市	43.1歳	329,269円	475,025円
団体平均	44.6歳	342,377円	516,175円
事業者	一歳		一円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

いなべ市	いなべ市一般行政職
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,377千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,589千円
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

いなべ市			いなべ市一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.7090月分	47.709月分	最高限度	47.7090月分	47.709月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
定年前早期・定年 20,613千円			定年前早期・定年 20,613千円		
自己都合等 1,633千円			自己都合等 1,633千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	0%	0人	0%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）			—千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）			—円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）			—%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する支 給単価
—	—	—	—千円	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	474千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	53千円
支給実績（R5年度決算）	594千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	85千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子(中学卒業まで) 11,500円 子(高校入学から大学卒業まで) 16,500円 孫、弟妹 6,500円 満60歳以上の父母及び祖父母 6,500円 重度心身障害者 6,500円	同じ		1,211千円	242,224円
住居手当	【借家、借間】 家賃が8,000円を超え20,000円以下 家賃-8,000円 家賃が20,000円を超える (家賃-20,000円) ×1/2+12,000円 支給限度額27,000円	異なる	【借家、借間】 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 支給限度額28,000円	585千円	117,072円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等相当額(支給限度額55,000円) 交通用具(自動車等)利用者 片道2km以上の距離区分に応じ 3,000円～40,700円	異なる	交通用具(自動車等)利用者 片道2km以上の距離区分に応じ 2,000円～31,600円	613千円	76,600円
管理職手当	部長・局長級(8・7級) 65,000円 次長級(6級) 58,000円 課長級(6級) 45,000円 特命監(6級) 24,000円 ※部長・局長級(7級)及び課長級の一部は、管轄する部署数により加算があります。	異なる	9級一種 130,300円～ 4級五種 46,300円	540千円	540,000円
管理職員特別勤務手当	部長・局長級(8・7級) 10,000円 次長級(6級) 8,500円 課長級(6級) 7,000円	異なる	俸給の特別調整額の区分等に応じ 6,000円～18,000円	0千円	0円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200円 特殊な業務を主として行う宿日直 8,400円	異なる	勤務の態様に応じ、勤務1回につき4,400円～21,000円	0千円	0円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情に	異なる	職員の住居と配偶者等の住居との交通距離に応じ月額	0千円	0円

	<p>より、同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km）を満たす職員 30,000円＋加算額（職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離に応じて加算（上限70,000円）する。）</p>		<p>30,000円～ 100,000円</p>		
--	---	--	------------------------------	--	--